

ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞 シャイアンの城塞支配権

— 特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮して — (IV)

櫻井利夫

目次

- I. はじめに
- II. ジョルジュ・デュビイのシャテルニー概念について
- III. 初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家と城塞建設
 - 1. 初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家
 - 2. 城塞建設、シャイアン城塞とヴィッテルスバッハ城塞
 - 3. 城塞の付属物（以上65巻1号）
- IV. シャイアン城塞の城塞支配権
 - A. シャイアン修道院の建立過程から見える修道院領
 - 1. バイリツシュツェル修道院領
 - 2. フィッシュバッハウ修道院領（以上65巻2号）
 - 3. アイゼンホーフェン修道院領（以上66巻1号）
 - 4. 小括
 - B. その他の教会修道院領
 - 1. フライジング司教会領（以上本号）
 - 2. フライジング司教座聖堂参事会領
 - 3. キューバッハ修道院領
 - 4. ヴァイエンシュテーフアン修道院領
 - 5. 小括
- V. むすび

4. 小括

i. シャイアン城塞への修道院移転

上述のように、シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の家修道院は最初1077年にバイリッシュツェルに建立され、次いで1085年フィッシュバッハウに、1104年アイゼンホーフェンに、最後に1119年この家系の本拠城塞シャイアンに移転された。こうしてシャイアン城塞は修道院に転換され、シャイアン修道院と化したのである。シャイアン城塞へのこの最後の移転の動機を検討することにしたい。これにより、アイゼンホーフェンからシャイアンへの移転、さらには付随的にかつてのフィッシュバッハウからアイゼンホーフェンへの移転に関し、建立者たるシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の意図が鮮明に浮き彫りになるためである。関連する史料はやはり『シャイアン年代記』に見える二つの記述である。一方の記述は以下の通りである。

【史料33】

「今は亡きD・ブルーノBruno〔修道院長〕がアイゼンホーフェン修道院を極めて敬虔にかつ成功裏に支配した時に、同修道院の人々は同地の著しい不都合と水の不足の故に中心の住居をシャイアン城塞に移転することを決断した *Itaque cum beate memorie dominus Bruno loco Usin-hovensi religiosissime ac feliciter preesset, pro nimia ipsius loci incommoditate aquarumque inopia habitationis caput ad Schyren transferre decreverunt*」(下線＝筆者)⁸⁵。

下線部より、アイゼンホーフェンの土地は修道士から見て相応しい居住地

85 Jaffé, MGH SS 17, S.622, Absatz 23 ; Joannis, Chronicon Schirensis, S.17. この移転に関し Fried, Frühgeschichte, S.24ff. も参照。

ではなかったこと、また水の不足がシャイアン城塞への移転の動機であったことが明らかに見て取れる。具体的に言えば、かつてのグラネック城塞が位置したアイゼンホーフエンの城山の突出部という狭隘な場所での生活は修道士に難渋を強いたこと、また水の供給に重大な問題があったことが⁸⁶、移転の第一の動機であった⁸⁶。

さらに、この史料の中で修道院が「中心の住居habitationis caput」と呼ばれていることが注目される。「中心の住居をシャイアン城塞に移転する」という記述から、「中心の住居」とは現下のアイゼンホーフエン修道院、及び修道院の今後の移転先たるシャイアン城塞（シャイアン修道院）を意味することは確実なものと判断される。他方で、これまで検討したバイリッシュツェルとフィッシュバッハウの両修道院は史料上「中心の住居」とは呼ばれていない。これに対し、上述のように、外ならぬシャイアン城塞が「中心の住居habitationis caput」と呼ばれているのである⁸⁷。したがって、この【史料33】で語られる「中心の住居」は、確かにシャイアン城塞が「中心の住居」と呼ばれたことに影響された表現である可能性は大きい⁸⁷が、しかし当時アイゼンホーフエンとシャイアンの両修道院が「中心の住居」と呼ばれたことは重要なことと見なされなければならない。なぜなら、「中心の住居」の表現は、俗人貴族の城塞が支配権の中心の機能を果たしたのと同様に、修道院が中心の地位、つまり宗教的中心の地位を有したことを意味するものと考えられるためである。実際に、アイゼンホーフエン修道院はバイリッシュツェルとフィッシュバッハウ両修道院が周縁地帯に位置したのと異なり、比較にならないほど濃厚にシャイアン伯の支配領域の中心部に接近した地点に位置したことはすでに述べた⁸⁸。別の表現をすれば、シャイアン伯は支配権の中心たる

86 Schmid, Margarethenzell, S.56 (rechts).

87 Jaffé, MGH SS 17, S.619, Absatz 15, S.620, Z.3f.; Joannis, Chronicon Schirensis, S.13f. 本誌65巻1号85頁も参照。

88 本誌66巻1号49頁以下を参照。

シャイアン城塞の近くにアイゼンホーフエン修道院を宗教的中心として措定したのである。またシャイアン家がシャイアン城塞を修道院に転換すると同時に、1119年にこの城塞に代わりヴィッテルスバッハ城塞を新たな本拠城塞とした後には、この城塞が支配権の中心の地位を占め、新たなシャイアン修道院が宗教的中心と化したのである。これに関しA・シュミットは適切な指摘を行っている。つまり、「貴族支配権建設の枠内で、豪族は支配の中心の周辺領域に、城塞のほかに宗教的な中心地を配置した。その際に、世俗的なまた宗教的な考慮が同程度に実を結んだ。修道院フォークタイは重要な権限を具えたその支配権の諸権利のパノラマを拡張した。この種の二重の極性は高級貴族の支配権建設の注目すべき特徴であった。正当に、中世の「政治的な宗教意識」が語られている。時代状況と貴族支配権建設との枠内で、正に中世盛期に宗教的動因は決して過小評価されてはならない。この動因はシャイアン伯の一門の複数の構成員を、沸き起こった十字軍運動の枠内で聖地への巡礼の旅へと促した」と⁸⁹。結論的に、シャイアン城塞を新たな宗教的中心へと転換することが、アイゼンホーフエンからの移転の第二の動機だったのである。

他方の記述は、本稿の正に主なテーマと係わりすでに言及した【史料3】に見られるものである。【史料3】は、上記の【史料33】に続いて、直ぐに移転の動機を赤裸々に語っている。【史料3】は重要な史料なので、煩を厭わず再現することにした。

【史料3】

「なぜなら、上述したように、……シャイアン家の城主たちは、……、神に対する多くの悪事を犯し、またそのために聖ウルリッヒと聖ヴォルフガングにより、同人たちもシャイアン城塞並びにそのすべての付属物

89 Schmid, Margarethenzell, S.62f.

も、破門の刑に処せられたからである *Nam principes Schyrenses, ut supra dictum est, multa contra Deum mala commiserant, unde a sancto Oudalrico et sancto Wolfgango in excommunicatinem tam ipsi quam castrum Schyrense et omnia eis attinentia inciderant*」(下線 = 筆者)⁹⁰。

下線部はシャイアの城主たちとその周囲に横たわる「付属物」、つまり城塞周囲の支配権の複合体、ないし城塞支配権 = シャテルニーが一体的に教会破門の刑に処せられたことが、シャイアン城塞への修道院移転の第三の動機であることを明確に示している。1115年頃の正にこの数年に、シャイアン伯はその当時の本拠城塞であると同時に命名の基礎をなしたシャイアン城塞を去り、主たる住居をヴィッテルスバッハ城塞に移転した⁹¹。このように、宗教的領域における決断(修道院の移転)は、世俗的領域における決断(中心的住居 = 本拠城塞つまり支配権の中心の移転)と不可分に関連しているのである。したがって、シャイアン = ヴィッテルスバッハ家によるヴィッテルスバッハ城塞という世俗的支配権の中心と並び城塞から転換したシャイアン修道院という宗教的中心を二つの支柱とする支配権建設が、三度目の修道院移転の第四の動機と見なされなければならない。この第四の動機はシャイアン城塞の比較的近傍に移転されたアイゼンホーフエン修道院の場合にも当てはまることは最早言うまでもないであろう。城塞支配権 = シャテルニーという支配史をテーマとする我々の視角から見て、第二と第四の動機が無視しえない重要性をもつものと言わざるをえない。

いずれにしても、シャイアンが修道院に転換されたことによりもはや城塞ではなくなると同時に、「付属物」の用語が再び登場してきた現在、我々はシャイアン城塞の「付属物」の実態の内容を一旦明確に整理すべき地点に到

90 Jaffé, MGH SS 17, S.622, Absatz 23; Joannis, Chronicon Schirense, S.17. 本誌65巻1号92頁も参照。

91 Schmid, Margarethenzell, S.57 (rechts).

達したといえることができる。またこれを行うに当たり、シャイアン城塞の周囲の所領が史料上一応出揃った段階、換言すればアイゼンホーフエン修道院の段階を基準として、問題の「付属物」の内容を整理しかつ解明するのが、最も合目的的であるといえよう。

ii. シャイアン家の所領、支配権ないしフォークタイ

始祖ハツィガは初婚の夫カストゥル伯ヘルマンが開墾により獲得したアルプスの辺縁の開墾地を、1056年ヘルマンの死亡後シャイアン家のオットーとの再婚の際に持参財産としてこの家系にもたらしたことはすでに述べた。持参財産は上述ですでに「カストゥル伯ヘルマンの開墾に由来するシャイアン家のバイリッシュツェル所領群（I）」と呼んだ所領である。この所領はシャイアン家の自由財産として把握される。同じ1056年キューバッハ伯の家系もまた終焉に至った時に、ハツィガはこの伯家の女性相続人としてグラーフシャフト・キューバッハ、キューバッハ修道院に対するフォークタイ及び所領をも相続し、かくしてこの相当大きな支配権の複合体をもシャイアン家のオットーに持参財産としてもたらした⁹²。他方でハツィガの再婚相手シャイアン家のオットー1世はすでにその結婚の時点で有力な人物であった。なぜなら、自由財産及びドナウ河上流域のレヒラインLechrain地域のグラーフシャフト・アインドリングAindling並びにパール川中流域のグラーフシャフト（パールグラーフシャフトPaargrafschaft）の諸権利を保持すると同時に、フライジング司教教会のフォークトという大きな影響力をもつ官職を占めていたためである⁹³。

92 A. Schmid, Margarethenzell, S.47. キューバッハ修道院に対するフォークタイに関し、拙稿（V）、本誌67巻1号B.3「キューバッハ修道院」の節で後述する。

93 A. Schmid, Margarethenzell, S.47. グラーフシャフト・アインドリングに関しFlorschütz, Burg und Herrschaft Wittelsbach, S.29f.; Florschütz, Machtgrundlagen, S.43 (rechts) ;

さらに、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家の始祖オットーとハツイガ夫妻の息子たちはいずれもシャイアン城塞に因んで姓を名乗ったが、そのうちオットーとベルンハルトは父親の死亡(1072/73年)後、その継承者としてフライジング司教に勤務しその封臣として司教からブライテンシュタイン Breitensteinと Waitinchainとの近くの5つのフローンホーフをレーエンとして受領している⁹⁴。これらのフローンホーフもまたレーエン財産としてシャイアン伯の所領に算入される必要がある。

また一般的に、シャイアン家とここから分岐していった諸家系、すなわちシャイアン=ヴィッテルスバッハ家、ダハウ家並びにヴァライ家について、その各家系の中心、つまりシャイアン、ダハウ及びヴァライの各城塞の周囲では、所領が密な混在状態にあったが、このような場合には常に、初発のシャイアン家の自由財産の存在が仮定されてよい⁹⁵。実際に、始祖オットーの曾孫フリードリッヒ(バイエルン大公オットー1世の弟)が聖地への巡礼に旅立つのに備えて1172年頃に作成した遺言書に、自身がシャイアンで所有する „*Ill curtes in Schyren ad Schyren*“ [シャイアンの3つのフローンホーフをシャイアン〔修道院〕に] 遺贈する旨を記している⁹⁶。これらのフローンホー

Genzinger, Grafschaft und Vogtei, S.115 (links)、パウルグラーフシャフトに関し Florschütz, Machtgrundlagen, S.43 (rechts); Seibert, Die entstehende >> territoriale Ordnung <<, S.256を参照。ただし、これらのグラーフシャフトについてわずかに解明されているにすぎず、例えばグラーフシャフトの境界線やその保持者の家系は依然として未解明なままに残されている (Florschütz, Machtgrundlagen, S.43 (rechts) f.)。

94 Hagen, Herrschaftsbildung, S.89. ブライテンシュタインはフィッシュバッハウ修道院の近くに位置し (Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.165F1)、Waitinchainの位置の特定は不可能である (Hagen, a.a.O., S.89Anm.471)。

95 Genzinger, Grafschaft und Vogtei, S.114; HAB Heft14, S.12Anm. 55.

96 MB, Bd. X, Num. VI : Testamentum Friderici Comitis Palatini de Wittelspach, S.239 (年代決定は1170年頃); Friedrich Hektor von Hundt, Die Urkunden des Klosters Indersdorf, 1. Teil bis 1471 (Oberbayerisches Archiv für vaterländische Geschichte, hrsg. von dem historischen Vereine von und für Oberbayern, Bd.24), 1863, Nr.18 S.10 (年代決定は1168年頃)。引用は後者の史料による。年代決定に関し1170年頃と1168年頃の二つの説があるが、S・リ

フはシャイアン=ヴィッテルスバッハ家がシャイアン城塞の近くの周辺地で所有した自由財産であったと推定される。なぜなら、一方で「シャイアンの3つのフローンホーフ」の表現がすでに、また他方でこれらのフローンホーフはシャイアン修道院に遺贈されるよう図られたこともまた、これらのフローンホーフとシャイアンの間に密接な関係があったことを示しており、またこれにより同時に「付属するグルントヘルシャフト [=フローンホーフ] を伴わない城塞は稀にしか存在しない」または「わずかな城塞だけが付属のグルントヘルシャフトを持たない」とするH・エブナーの一般的提言とも相俟って⁹⁷、これらのフローンホーフはシャイアンが修道院と化す以前の城塞シャイアンの付属物であったことを否応なしに推測させるためである。さらに議論を一步進めて、シャイアン家はシャイアンの地に初発の段階で3つのフローンホーフを所有すると同時にその領主館に居住し、次いで11世紀後半期という城塞建設の古典期に、地名に因む城塞名をもつ城塞シャイアンを建設し、これ以後この城塞を継続的な住居（中心の住居*caput habitationis*）とするに至ったものと推定される。11世紀末期について、F・ゲンツィンガーがシャイアン伯は、「アマースドルフ（エールディングErdingの東）から始まりホーエンブルン、フェルトモヒングとアムパー川の東のより詳細に言及されていない不動産を通じて、シャイアンまで延び、またようやくドナウ河

ーツラーRiezlerは宮中伯フリードリッヒの遺言書の冒頭にある記述 *pergens Jerosolimam secundo* [二度目にイエルサレムへの巡礼に旅立つ] を手掛かりとして、この遺言書はこの巡礼に先立って作成されたと推測する。さらにリーツラーはフリードリッヒによる聖地への二回目の巡礼は1172年に行われ、1168年に第一回目の巡礼が行われたことを明らかにした。結論としてリーツラーは遺言書の作成に関し1168年や1170年とする説を拒否する。リーツラーの以上の見解に関し、K. Th. Heigel und S. O. Riezler, *Herzogthum, S. 250Anm.3*を参照。また最近に至るまでの研究はリーツラーの1172年とする見解を踏襲している。例えば、Spindler, *Anfänge, S.141* ; Florschütz, *Machtgrundlagen, S.46 (rechts)* ; Heeg-Engelhart, *Herzogsbar, S.85** ; Schmid, *Pettendorf-Lengenfeld-Hopfenohe, S.339*を参照。本稿でも1172年説が採用される。

97 Ebner, *Burg, S.56*.

とレヒ川の間で終わるような所領の束」(傍点 = 筆者)⁹⁸と述べていることがその証左となろう。

結論的に、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家の初期、つまり始祖オットーがシャイアン城塞に因んだ姓としてフォン・シャイアンを始めて名乗った1070年頃に、言わば原初の所領として保持した以上の自由財産とレーエン財産、支配権ないし教会修道院に対するフォークタイをシャイアン城塞の付属物、換言すれば城塞支配権=シャテルニーとして把握することができるものと言わなければならない。

iii. 三つの修道院の各々に贈与されたシャイアン家の財産

先ず、バイリッシュツェル修道院建立の際に始祖オットーの寡婦ハツィガはヘークリング、アマスドルフ、グラーフینگ、ヴィリング、ツイラータール、またトゥリンズ、ボーツェンの所領を基本財産として修道院に贈与した(【史料8】(本誌65巻2号94頁)を参照)。これは上述した「シャイアン家の自由財産に由来するバイリッシュツェル修道院所領群(Ⅱ)」である。この所領群をシャイアン家は修道院への贈与以前には自由財産として所有したことは言うまでもないことである。ただし、この「バイリッシュツェル修道院所領群(Ⅱ)」の一部ないし全部は上記の「カストゥル伯ヘルマンの開墾に由来するシャイアン家のバイリッシュツェル所領群(Ⅰ)」(本誌65巻2号91頁)に由来する可能性も捨て切れない。

さらにシャイアン家によるこの基本財産の贈与の後にも、「カストゥル伯ヘルマンの開墾に由来するシャイアン家のバイリッシュツェル所領群(Ⅰ)」の残余財産がこの家系の自由財産として存続したことも確実である。カストゥル伯ヘルマンの開墾に関する【史料5】(本誌65巻2号88-90頁)の記述を

98 Genzinger, Grafenschaft und Vogtei, S.114 (links). Jaffé, MGH SS 17, S.619も参照。

想起することにした。この史料によると、カストゥル伯は村落バイリッシュツェルの無主の森林、次いでヴェンデルシュタイン山から村落ティーアゼーア・アヒェンまでの一帯、最後にヴェンデルシュタイン山からギーセンパッハの小川までの森林地帯を初めて占拠した⁹⁹。カストゥル伯が占拠したこの三つの地帯は、後に修道院が建立されたバイリッシュツェルとフィッシュバウ両地を含む領域をなしていた¹⁰⁰。またこれらの領域がいかなる村落から構成されたかは、史料上全く不明である。ただし、最初の修道院バイリッシュツェルは上記の「バイリッシュツェルの無主の森林」に建立されたことは確実である。女伯ハツィガがこのバイリッシュツェル修道院に基本財産として贈与した所領（【史料8】）（本誌65巻2号94頁以下）のうち、はるかに遠方に位置するツィラートルとポーツェン（両者ともティロール）とトゥリンズ（インスブルックInnsbruck・オーストリア）を除いたヘークリング、アマースドルフ、グラーフینگ、ヴィリングはバイリッシュツェルと共にアウアーバウハAuerbach川の北側に位置する¹⁰¹。このアウアーバウハ川からカストゥル伯による占拠地の南限、つまり上記のティーアゼーア・アヒェン川までは、ほぼ10kmの距離である¹⁰²。ごく大まかに言って、少なくともこの10kmの距離からなる一帯はなおバイリッシュツェル修道院への贈与分の残余財産であり、したがってシャイアン家の財産として残されたのは確実なことと見なされる。

結論的に、寡婦ハツィガが修道院に贈与した上記の基本財産は贈与される時まで、及びアウアーバウハ川からティーアゼーア・アヒェン川までの上記占拠地の残余財産は贈与の後にも、シャイアン家の財産であり、またシャイアン城塞の付属物をなしたものと言わなければならない。

99 後出地図75頁地図Ⅰの<拡大図>を参照。

100 後出地図76頁地図Ⅱ-A 拡大図を参照。

101 後出地図76頁地図Ⅱ-A 拡大図A3と4、地図77頁Ⅱ-B 拡大図A5と6を参照。

102 後出地図75頁地図Ⅰの<拡大図>を参照。

次に、フィッシュバッハウ修道院を建立する際に、ハツィガはこれに必要な所領を入手するために、クロー、アルンホーフエン、ヘリングアスヴェンガの所領と交換の方法でフライジング教会からフィッシュバッハウとライツァッハ川上流峡谷の各々のイムニテート区域を入手したことは上述の通りである¹⁰³。この所領交換より、シャイアン家はフィッシュバッハウとその周辺地域で当時それほど多くの所領を保持していなかったことが窺われる。新たに建立されるフィッシュバッハウ修道院に基本財産として贈与されるべきこのイムニテート区域は度外視して、クロー、アルンホーフエン、ヘリングアスヴェンガの所領は元来ハツィガないしシャイアン家の財産であったと見なされる。したがってこの3つの所領は所領交換の目的によりフライジング教会に譲渡される時まで、シャイアン家の財産であり、シャイアン城塞の付属物をなしたのである。

すでに述べたように、続くアイゼンホーフエン修道院の建立過程では、異なる系統に属するブルゲック伯ベルトルトを除き、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家のハツィガ、その二人の息子ベルンハルトとオットーの三名は合計で相当多くの所領を建立の基本財産として当修道院に贈与した¹⁰⁴。確かに、ハツィガがアイゼンホーフエン修道院に贈与した14カ所の所領のうち半数の7カ所は、かつて本人がバイリッシュツェルに贈与した所領から言わば振替えたものである。しかし、この振替分を除き、ハツィガとその二人の息子三名で合計25カ所を超える所領を当修道院に贈与した。

なお上述の【史料19】(本誌66巻1号61頁)でベルンハルトの贈与分として言及されたヘルツハウゼンとハウゼンは帝国レーエンであったことも銘記しておく必要がある。当修道院への贈与所領は、それまでのバイリッシュツェルとフィッシュバッハウの各修道院への贈与所領よりも、明らかに増加し

103 本誌65巻2号99-100頁。

104 この三名の各々に関し、本誌66巻1号58-60、61-62、62-63頁を参照。因みに、ブルゲック伯ベルトルトに関し、同誌63-65頁を参照。

ている。その背景に、ブルゲック伯ベルルトを共同建立者に誘いつつその「全財産のうち」「最も主要な部分」¹⁰⁵、つまり大部分を贈与させる目的により、シャイアン家の上記三名は自ら多くの所領を贈与する必要に迫られたという事情があった可能性を否定することができない。しかし仮にそのような事情が伏在したとしても、贈与するための前提として、このシャイアン家の当事者たちは贈与すべき所領を保持した筈である。したがって、アルプスの辺縁地帯に位置するバイリッシュツェルとフィッシュバッハウ両修道院の周囲におけるよりも、ここから遠く離れた平野に位置するアイゼンホーフェン修道院の周辺地帯には、シャイアン家の自由財産は比較的多く存在していたと推定することができる。結論として、ハツィガとその二人の息子、合計三名による上記25カ所を超える所領は、当修道院への贈与以前にシャイアン家の財産として、シャイアン城塞の付属物をなしたのである。また、ハツィガの息子オットーが1095年アイゼンホーフェン修道院のフォークトに就任して以後シャイアン家がフィッシュバッハウ修道院領及びその修道分院バイリッシュツェルの修道院領に対しフォークタイを行使したことにはすでに言及した¹⁰⁶。それ故に、これまでの検討により明らかとなったシャイアン家の財産は結局のところ1095年以後、アイゼンホーフェン修道院のフォークトたるシャイアン家が「中心の住居」たるシャイアン城塞からフォークタイを行使するフォークタイ所領、つまりアイゼンホーフェン修道院領に転換したと結論される。さらにシャイアン家のこの財産はそれ以来アイゼンホーフェン修道院のフォークタイ所領としてシャイアン城塞の付属物を構成したのである。

iii. シャイアン=ヴィッテルスバッハ家のフォークタイ所領

ここまでの検討により明らかとなったシャイアン=ヴィッテルスバッハ家

105 このことについて、本誌66巻1号54-55、57-58、65、70頁を参照。

106 本誌65巻2号103頁。

のフォークタイ所領を、バイリッシュツェル、フィッシュバッハウ、及びアイゼンホーフェンの修道院毎に整理することにしたい。

1. バイリッシュツェル修道院

「シャイアン家の自由財産に由来するバイリッシュツェル修道院所領群(Ⅱ)」(ハツィガによる贈与)

ヘークリング (フローンホーフ)、アマースドルフ (フローンホーフ)、グラーフィング (フローンホーフと土地1マンスス)、ヴィリング (十分の一税と小規模な自由財産、ツィラータール (所領)、トゥリンズ (土地1マンスス)、ポーツェン (葡萄畑)¹⁰⁷。

この所領群は後にアイゼンホーフェン修道院建立の際に、バイリッシュツェル修道院から改めて当修道院に振替えて譲渡し直されている。

2. フィッシュバッハウ修道院

この修道院はハツィガがフライジング教会から交換により取得した所領、つまり上述した「ハツィガがフライジング教会から交換により取得したフィッシュバッハウ修道院領」の上に建立された。当修道院領の位置はフィッシュバッハウのイムニテート区域、及びライツァッハ峡谷とアルプヴェーガの間の領域に位置するイムニテート区域にあった¹⁰⁸。

3. アイゼンホーフェン修道院

(a) 先ず、シャイアン伯オットーが当修道院に贈与した所領

(α) グラネック (アイゼンホーフェン) 城塞上のフローンホーフとこれに隣接するその他の耕地、森林、所領と従属農民¹⁰⁹。

(β) ホーエンブルン、イーバーゼー (フローンホーフと2フーフエの土地)¹¹⁰

107 本誌65巻2号93頁以下及び同所【史料8】を参照。

108 本誌65巻2号99-100頁及び【史料10】を参照。

109 本誌66巻1号56頁以下及び【史料17】を参照。

110 本誌66巻1号62頁以下及び【史料20】を参照。

(b) 次いで、オットーの母親ハツイガが贈与した所領

(a) ヘークリング (村落と若干の自由財産)、ヴィリング (十分の一税)、アマースドルフ (フローンホーフ)、グラーフینگ (フローンホーフ)、ツイラータール (所領)、トゥリンス (土地1マンスス)、ボーツェン (葡萄¹¹¹)。繰り返すが、この7カ所の所領は、始祖ハツイガが先にバイリッシュツェル修道院に贈与した上記【史料8】(本誌65巻2号94頁以下)に現れる所領、つまり上述の「シャイアン家から贈与されたバイリッシュツェル修道院所領群(Ⅱ)」に対応している。ハツイガはかつてこの修道院に贈与した所領を、今度は、新たに建立されるアイゼンホーフェン修道院に振替えて贈与し直したのである。他方で、ハツイガは上記7つの所領と同時に、その他、以下7つの所領を新たにアイゼンホーフェン修道院に贈与している。

(β) ケックブルン (フローンホーフ)、アーライン (フローンホーフ)、フントハム (フローンホーフ)、リウツェナヘーゼ (フローンホーフ)、フリーデンドルフ (土地1マンスス)、エンツェンドルフ・アム・レーゲン (土地1マンスス)、シュヴァント (土地8マンスス)¹¹²。

(c) ハツイガの息子、伯ベルンハルトが当修道院に贈与した所領

ヴィリング (フローンホーフ)、ゲティング (フローンホーフと土地数マンスス)、ヘークリング (土地1マンスス)、ハイトハウゼン (フローンホーフ)、モーザッハ (フローンホーフ)、フェルトモヒング (フローンホーフ)、ボーツェン (葡萄畑)、アムパー川の東側で同人が持分をもつすべての財産、すなわち、同じくハウゼン、ミテルシュテッテン、ヴェヒテリング、エティング、ヴェンゲン、デュルンハルトの各所領、ザリングベルク (葡萄畑) とヘルツハウゼン (フローンホーフ)、フローンホーフたるブリ

111 本誌66巻1号60頁及び【史料18】を参照。

112 本誌66巻1号60頁及び【史料18】を参照。

ユールホーフ¹¹³。そのうち、ヘルツハウゼンとハウゼンの2カ所は帝国レーエンである。

(d) 共同建立者の最後、ベルトルト・フォン・ブルゲックが贈与した所領ホルツキルヒェン（フローンホーフ）、バルク・イム・ガウ（教会と十分の一税）、ラムパーツホーフエン（フローンホーフ）、エーデルスハウゼン（フローンホーフ、教会と十分の一税）、ヴァッヒェンホーフエン（フローンホーフ）、ジクマーツハウゼン（土地4マンスス）、ヴァルカーツホーフエン（フローンホーフ、教会と十分の一税）、エヒング（フローンホーフと教会）、グラインシュテッテン、ピーゼンハウゼン（フローンホーフ）、アプフェルドルフとヴォルフスベルクの合計12カ所の所領¹¹⁴。そのうち、ホルツキルヒェン、ラムパーツホーフエン、エーデルスハウゼン、ヴァルカーツホーフエンの4カ所は帝国レーエンである。

(e) その他の貴族がアイゼンホーフエン修道院に贈与した所領

1. 伯ハインリッヒ（2世）・フォン・レーゲンスブルク
レーゲンスブルク（葡萄畑）
2. ヴォルフォルト
（オーバー）ラッパツハ（フローンホーフ）
3. エドゥングとアダルベルト兄弟
ゲルメリング、ミンツベルク、ビーブルク（各フローンホーフ）
4. イルムガルト
リートホーフ（フローンホーフ）
5. ハインリッヒ
ヌツパツハ（フローンホーフ）
6. ヘルブルク
（ヴェーニヒ）ミュンヒェン（フローンホーフ）

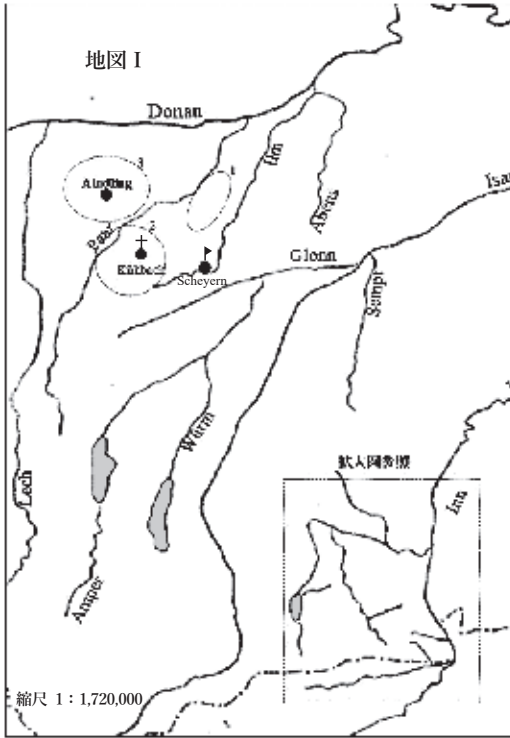
113 本誌66巻1号62頁及び【史料19】を参照。

114 本誌66巻1号63頁及び【史料21】を参照。

7. ディートリッヒ・フォン・ペレハイムとその妻アーデルハイト
フィーハウゼン（フローンホーフ）
8. イルムガルトとその息子オッター及びメギンハルト
ルメルツハウゼン（フローンホーフと教会）、ズルツェモース（土地1
マンズス）

結論として、以上の所領が、バイリッシュツェル修道院領、その本院フィッシュバッハウ修道院領及びアイゼンホーフエン修道院領の具体的内容をなすことになる。またシャイアン家のオッターが1095年アイゼンホーフエン修道院のフォークトに就任して以来、シャイアン家がフォークタイ所領たるこれら三つの修道院領に対して「中心の住居」たるシャイアン城塞からフォークタイを行使したものと結論される。この三つの修道院領が、前節 ii で確認したシャイアン家固有の財産（自由財産とレーエン財産）と共に、シャイアン城塞の付属物を構成したのである。最後に付言するならば、シャイアン家以外の貴族による修道院領の贈与は、ブルゲック伯ベルトルトによる修道院領の贈与と同様、取りも直さずフォークトたるシャイアン家のフォークタイ所領の増大、つまりシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の権力拡大を明確に示している。貴族所領が修道院に贈与されることにより、同時に修道院フォークトの保護支配権に服し、かくしてフォークト家系の権力拡大という結果がもたらされたことに、すでにP・フリートもまた着目していた¹¹⁵。次のB節では、シャイアン家により建立された家修道院以外の教会修道院領に対するフォークタイ所領について考察することにした。

115 Fried, Zur Frühgeschichte, S.74.



以下の地図はすべて Fried(Hg.), Chronik,S.74
に所載の地図を基に作成

〈地図 I〉 1070年頃の原初的所領

- 1 Purgsbach
- 2 Grafschaft Krißbach
- 3 Grafschaft Aindling

〈拡大図〉

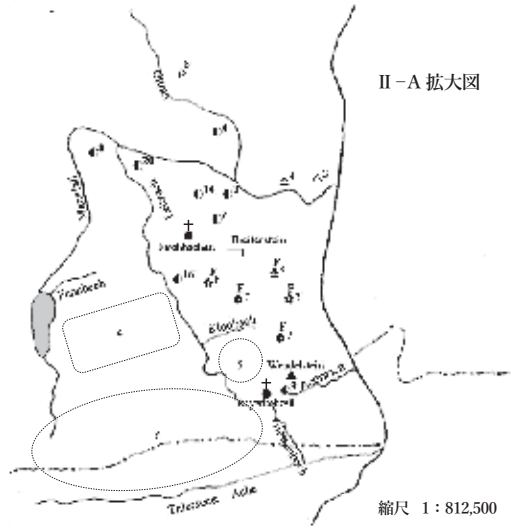
- 4 Bennbach川と Krißbach川の間イムニゲート
- 5 Lutzach峡谷と Altwiesの間のイムニゲート
- 6 ハーモン・フェン・カストルが占領したツルビに
移築された城塞
- 7 Dudensteinと Westmünchenとの間のプロムンホフ

(記号)

- 城塞
- ▲ 城塞
- ✚ フライヴィングの戦いから発見されたレマン
- オーストリアとの国境 (現在)



〈地図Ⅱ〉アイゼンホーフェン修道院設立時(1104年)までの所領



II 本図

A Schöngarten家による所領

- 1 Mins, Hohen
- 2 Fierenshofen
- 13 Fierens
- 14 Friedenstorf
- 18 Entzenhofen am Reuss
- 19 Schwandl

B Berthold von Burgundによる所領

- 1 Fierenshausen
- 12 Apfleldorf

C 其他の貴族による所領

- 1 Regenstern

II-A 拡大図

A シュバイアゲン家による所領

- 1 Willing
- 4 Högling
- 7 Klon
- 8 Anholza
- 9 Weng
- 14 Abtain
- 16 Lützenhause
- 20 Gärting

C 其他の貴族による所領

- 2 Gemmering
- 4 Minsberg
- 5 Hirsberg

(記号)

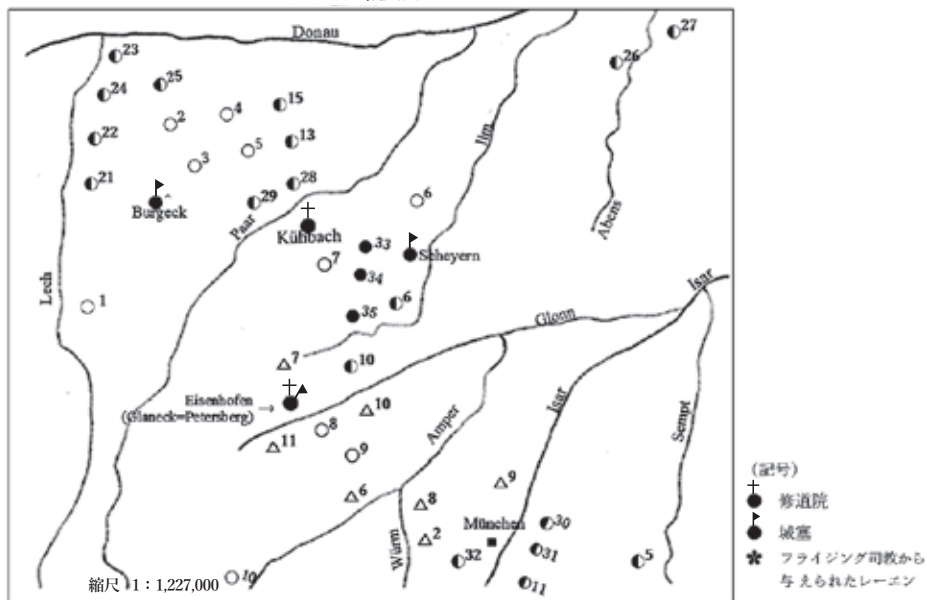
十 [所領]

● [所領]

☆ フランス領(歌からわかる)とオーストリア領

----- オーストリアとの国境(現在)

II-B 拡大図



A Scheyern家による贈与 ●

- 5 Ammersdorf
- 6 Grafling
- 10 Glaneck
- 11 Hohenbrunn
- 13 Köckbrunn
- 15 Hundham
- 21 Hausen (帝国レーエン)
- 22 Wächtering
- 23 Mittelstetten
- 24 Etting
- 25 Wengen
- 26 Dürnhard
- 27 Sallingberg
- 28 Hörzhausen (帝国レーエン)
- 29 Brühlhof
- 30 Moosach (München)
- 31 Feldmoching (München)
- 32 Haidhausen (München)
- 33 Scheyern

B Berthold von Burgeckによる贈与 ○

- 1 Wachenhofen
- 2 Holzkirchen (帝国レーエン)
- 3 Lampertshofen (帝国レーエン)
- 4 Berg im Gau
- 5 Edelshausen
- 6 Wolfsberg (帝国レーエン)
- 7 Grainstetten
- 8 Welkertshofen (帝国レーエン)
- 9 Sigmertshausen
- 10 Eching

C 他の貴族による贈与 △

- 2 (Ober-)Lappach
- 6 Riedhof
- 7 Nuzpach
- 8 Wenig (-München)
- 9 Viehausen
- 10 Rumeltshausen
- 11 Sulzemoos

B. その他の教会修道院領

本稿が考察対象とするシャイアン=ヴィッテルスバッハ家の最初期、つまりシャイアン城塞が登場する1070年頃からアイゼンホーフエン修道院が建立される1104年頃までの時期に、この家系がフォークタイ行使の対象とした教会修道院はこれまでに考察した三つの家修道院（バイリッシュツェル、フィッシュバッハウ、アイゼンホーフエンの各修道院）の他に、フライジング司教教会、フライジング司教座聖堂参事会、さらにキューバッハ、ヴァイエンシュテーファン、イルムミュンスターの三つの修道院である¹¹⁶。そのために、ここでは五つの教会修道院が問題となる。しかし、最後のイルムミュンスター修道院に関し、本稿が考察対象とする正に11・12世紀という初期の史料の伝承は異常に乏しく¹¹⁷、そもそも当修道院の譲渡帳簿が伝承されていない¹¹⁸。したがって、イルムミュンスター修道院領は考察から除外せざるをえない。

1. フライジング司教教会領

フライジング司教教会は739年にドイツ人の使徒と謳われる聖ボニファティウスSt.Bonifatius（675年頃-754年）とバイエルン大公オディローOdilo（700年以前-748年）により建立され、9世紀以後司教座聖堂付属修道院Domklosterと並び司教座聖堂参事会Domkapitelが成立した¹¹⁹。11世紀中葉頃にすでに、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家の始祖、伯オットー1世が司教教会フライジングのフォークト職に就任し、こうして当教会に対するフォーク

116 Weinfurter, *Aufstieg*, S.137, 139f., S.143Anm.26.

117 HAB 14, S.48f., 51.

118 HAB 14, S.3.

119 Erwin Gatz (Hrsg.), *Die Bischöfe des Heiligen Römischen Reiches 1198 bis 1448. Ein biographisches Lexikon*, 2000, S.187 ; Dehio, *Bayern IV*, Artikel „Freising“, S.327f.; HHSD VII, S.209f.

クタイを獲得していた¹²⁰。フライジング司教が1231年皇帝フリードリッヒ2世の帝国法においてランデスヘルと呼ばれたことに伴いバイエルン大公たるヴィッテルスバッハ家の支配から離脱する時まで¹²¹、オットーの子孫はこのフォークタイを相続に基づき最早手放すことなく継続的に行使した¹²²。フライジング教会の一連のフォークト職を務めたシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の人々は次の通りである¹²³。

- (1) シャイアン伯オットー（始祖ハツィガの夫）1045-1080年
- (2) シャイアン伯エッケハルト〔(1)の息子〕1074年-1091年頃
- (3) シャイアン伯ベルンハルト〔(2)の弟〕1091年頃-1104年
- (4) シャイアン伯オットー3世〔(1)の孫〕1104-1122年
- (5) シャイアン伯ウルリッヒ1世〔(3)の弟〕1123年頃-1130年
- (6) バイエルン宮中伯オットー4世〔(2)の息子〕1130-1156年
- (7) バイエルン宮中伯オットー5世（1180年以後バイエルン大公）
〔(6)の息子〕1156-1183年
- (8) バイエルン大公ルートヴィッヒ1世〔(7)の息子〕1183-1231年

シャイアン家がフライジング教会に対するフォークタイを獲得するに至った事情に関し、エバースベルク家の遺産からの相続によるのか、帝国教会体制の枠内で皇帝ハインリッヒ3世（在位 1039-1056年）の任命によるのか、

120 Florschütz, Machtgrundlagen, S.53 (rechts) ; Genzinger, Grafschaft und Vogtei, S.118f. ; HAB Heft 33, S.55.

121 HAB Heft 33, S.60.

122 Florschütz, Machtgrundlagen, S.53 (rechts) ; HAB Heft 33, S.57f.

123 Friedrich Hector Grafen Hundt, Bayrische Urkunden aus dem XI. und XII. Jahrhundert. Die Schirmvögte Freising's. Seine Bischöfe bis zum Ende des XII. Jahrhunderts. Beiträge zu Scheyern-Wittelsbach'schen Regesten, 1878, S.27, 35-39, 42,45 ; Vgl.auch HAB Heft 33, S.55-60.本誌65巻2号87頁の系図も参照。

あるいはその他の事情によるのかは未解決の問題である¹²⁴。この問題に関し、一方では、上述のように、シャイアン伯はフライジング司教教会に対するフォークタイをかつて保持したキューバッハ家と密接な関係にあったことが想起される¹²⁵。他方で、シャイアン家が抱える相応の軍勢力が当教会に対するフォークタイ獲得の背景となったことも考えられる。なぜなら、これも上述したように、フォークトは武力に基づき教会を保護する任務を負ったこと、またはフォークト裁判所を開催する際に12人、20人ないしそれ以上の騎士からなるお供（軍隊）を引き連れて裁判所に赴く必要があったためである¹²⁶。

フライジング教会に対するフォークタイ取得の結果、シャイアン伯は同身分者に優越する権勢的地位を獲得するに至った¹²⁷。なぜなら、フライジング教会の権威がフォークトの声望を高める影響を及ぼすと同時に、当教会の膨大な所領がそのフォークトに相当大きな干渉可能性を提供することになったためである¹²⁸。これに加え、重要なことに、フォークトは司教の騎士（ミニステリアーレン）に対する最高の裁判官の地位を占めると同時に、この地位に基づき騎士が構成する軍隊の実際の指揮官へと出世し、こうして軍勢力に基づく権勢の相当の増大を享受するに至ったことも看過しえない事実である¹²⁹。司教叙任権闘争渦中の11世紀末期に、ドイツの高級貴族はガウグラーフシャフトに困んだ姓を名乗ることを止め、その所領に建設した本拠城塞に困んだ姓を名乗ると同時に、自ら建立した改革修道院に対しフォークトとし

124 Genzinger, *Grafschaft und Vogtei*, S.118.

125 本誌65巻1号、81頁を参照。

126 本誌65巻2号、85頁を参照。

127 HAB Heft 14, S.12; Fried, *Herkunft*, S.36 (rechts); Genzinger, *Grafschaft und Vogtei*, S.118.

128 Genzinger, *Grafschaft und Vogtei*, S.119 (links).

129 Florschütz, *Machtgrundlagen*, S.53 (rechts)-S.54 (links); Ders., *Burg und Herrschaft*, S.26; Ders., *Adel*, S.491, 504; Doris Hagen, *Herrschaftsbildung zwischen Königtum und Adel. Die Bischöfe von Freising in salischer und frühstaufischer Zeit*, Frankfurt a. M. 1995, S.89.142, 170f.; Schmid, *Margarethenzell*, S.47.

での高級裁判権を獲得することを通じて、成功の絶頂に到達していた¹³⁰。11世紀後期以来王権は命令と判決の宣告を通じてフォークトの強力な法的地位と強力な権力を規制しようと試みて活発な活動を行っている¹³¹。王権によるフォークトを抑制する試みは、例えば国王裁判所の判決がフォークトに対する罰令権授与を指令したこと（1149年）、下級フォークトの任命禁止（1155年）、聖職者の遺産収取権 $Spolienrecht$ の行使禁止（1155/61年）、教会の価値ある財産に対するその他の要求権の拒絶（1170年と1188年）、教会と聖職者の建物とのフォークト権力からの解放（1176年）に見られる¹³²。

フライジング教会のフォークトに関し、時の司教オットーの要請により、国王コンラート3世は—司教の同母異父の兄弟だが—1140年フライジング教会のミニステリアーレンに対し帝国ミニステリアーレンと同格の地位に立つとする権利を与え、またその結果ヴィッテルスバッハ家の宮中伯オットー4世（始祖オットー1世とハツィガ夫妻の孫）は1143年、相応の補償と引き換えに、フライジング教会のミニステリアーレンに対する裁判権を完全に放棄することに同意せざるをえなくなった¹³³。フォークト・オットー4世によるフライジング教会のミニステリアーレンに対する裁判権の放棄に関する史料の記述は次の通りである。

130 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.142f., 148f. [若曾根訳『高級裁判権』、第二部(二)、67頁下段-68頁上段、74頁下段].

131 Friedrich Prinz, *Die innere Entwicklung : Staat, Gesellschaft, Kirche, Wirtschaft*, in : Max Spindler (Hrsg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, I . Bd.: *Das Alte Bayern. Das Stammesherzogtum*, 2. Aufl., 1981, S.372 ; Genzinger, *Grafschaft und Vogtei*, S.119 (rechts) ; Willoweit, *Vogt, Vogtei*, Sp.936f.

132 国王のこれらの試みに関し、Willoweit, *Vogt, Vogtei*, Sp.936を参照。

133 Genzinger, *Grafschaft und Vogtei*, S.120 ; Florschütz, *Adel*, S.491 ; Ders., *Burg und Herrschaft*, S.26.

【史料34】（1143年1月1日）

「古来の教会の証書及び書類の中で、聖なる教会がすべての援助と保護を期待しなければならなかった人々により、すなわち固有のフォークトすなわち保護者により、財産の極めて多くの不法な略奪を被ることを余儀なくされたことより以上に通例的にまたは不快に証書が完成されるのが習わしであることは全くない。その他の教会の指導者の間で同様の事柄を経験したフライジング司教オットーは上記の事情の故にその書簡の至る所で悩みつつ嘆き悲しみ、そこでとうとうあらゆる難儀から解放されるべく、異父同母のその兄弟の国王かつ選挙された皇帝コンラート〔3世〕より〔本国王証書を〕手に入れた。……それ故に国王コンラートは現在及び将来のすべての者の熱意に基づき次のことをすでに承認した。すなわち、宮中伯オットー・フォン・ヴィッテルスバッハは……フォークタイの権利に基づき保持すると見なされたフライジング教会のミニステリアーレンに対する裁判権力を全面的に放棄し、また諸司教及び諸侯の臨席の下で、しかし少なくとも教会全体の同意に基づき和解する者〔＝宮中伯オットー〕自身のための利得に対し補償がなされると同時に、裁判所の慣習に従い完全にフェーストゥーカ〔藁苳〕 *festuca* による占有引渡しを実行したということである *In antiquarum Ecclesiarum chartariis atque Codicibus nihil frequentius, nihil amarius deplorari merito solet, quam quod sacra illa domicilia ab iis, a quibus omnem opem atque defensionem sperare debuerant, a propriis, inquam, Advocatis ac Protectoribus tot tantasque bonorum direptiones atque injurias experiri coacta sint. Simile quidpiam inter alios Ecclesiarum Rectores expertus Otto Frisingis Episcopus, qui eapropter in libris suis passim adversus Ecclesiae suae Advocatos graviter ingemuit, ac tandem, ut a tantis molestiis liberaretur, ab uterino fratre suo Conrado Rege, et electo Imperatore obtinuit.Noverit igitur omnium tam praesentium, quam futurorum industria, qualiter Palatinus Otto de Witelines-*

pach... ,judiciariam potestatem quam super ministeiales Ecclesiae Frisingensis jure Advocatiae habere videbatur, prorsus abnegavit, et in praesentia Episcoporum, et caeterorum Principum, compensata sibi tamen consensu totius Ecclesiae convenienti utilitate secundum consuetudinem Curiae omnino exfestucavit.」¹³⁴.

先ず、シュタウフェン朝の初代国王コンラート3世（在位 1138-1152年）とフライジング司教オットーの関係に関し、両者の母親は同王家に先立つ王家ザーリアー朝の皇帝ハインリッヒ4世の息女アグネスAgnes（1143年死亡）である。アグネスは初婚でシュヴァーベン大公フリードリッヒ1世Herzog Friedrich I. von Schwabenと婚姻し、二人の息子コンラート（3世）とフリードリッヒ2世（シュヴァーベン大公）を儲けたが、夫のフリードリッヒ1世が1105年に死去した後、バーベンベルク家Babenbergerのオーストリア辺境伯レーオポルト3世Leopold III.と再婚し、同名の息女アグネス、レーオポルト4世（バイエルン大公）、ハインリッヒ・ヤゾミルゴットJasomirgott（オーストリア大公）とオットー（フライジング司教）を儲けたのである¹³⁵。オットー4世が1120年皇帝ハインリッヒ5世によりバイエルン宮中伯Pfalzgraf von Bayernに任命されて以来¹³⁶、ヴェッテルスバッハ家はこの地位をエンズドルフEnsdorf（1125年頃）、ガイゼンフェルトGeisenfeld、聖ウルリッヒ並びにアーフラSt. Ulrich und Aflaの各修道院フォークタイの取得、インダースIndersdorf修道院の建立とそのフォークタイの取得（以上1130年頃）、レンゲンフェルトLengenfeld城塞の拡充（1125年頃）を通じて、優先的にその力を強化するために利用した¹³⁷。わずか数年間で生じたこの急速な力の拡大は、

134 Karl Meichelbeck, *Historia Frisingensis*, Band I, 1724, S.326. Vgl. auch MGH DD Konrad III. Nr.83, S.147f. ; MB XXXI, Nr.CCXIII, S.403.

135 Verlag Ploetz KG (Hrsg.), *Auszug aus der Geschichte*, 28. Aufl., 1976, S.566.

136 Schmid, *Margarethenzell*, S.57 (rechts).

137 Florschütz, *Burg und Herrschaft*, S.26.

12世紀初期のバイエルン大公領では稀有の、むしろ只事ではない出来事であり、その他的高級貴族のうちにこれと比肩しうる家系は見当らない。しかし、上記の【史料34】の冒頭の記述は、フォークトたるシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家による不法な略奪ないし暴力の行使があったことを明言している。その際に、この家系の権力手段は、外ならぬフライジング司教の約200人に及ぶミニステリアーレンであったのに対し¹³⁸、【史料34】の時期（1143年）頃にこのフォークト（＝宮中伯オットー）自身が抱える自家のミニステリアーレンは15名程度、つまりフライジング司教のそれの約1/13以下と依然として極めて少なかったのである¹³⁹。シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の上記の急速な力の拡大の後ろ盾となったのが、この家系自身とフライジング司教とのこのようなミニステリアーレンの軍事力であった¹⁴⁰。

フォークト・オットーをこの権勢的な地位から排除するためには、国王コンラート3世の厳粛な宣告が必要だったのである。折から1140年フライジング司教に就任したオットーは、今しがた示唆したように、大きな権勢を揮うオーストリア辺境伯バーベンベルク家の出身であった。この家系は国王コンラート3世が属するシュタウフェン家と親戚であると同時に同盟関係にあったために、司教オットーは最初からヴィッテルスバッハ家の主要な敵として現れ、半血の兄弟たる国王コンラートを通じて、フォークト・オットーから司教のミニステリアーレンに対する裁判権を剥奪したのである¹⁴¹。これによりフォークト・オットーはミニステリアーレンという最も重要な権力手段を喪失した。それ以後ヴィッテルスバッハ家は軍事的に重大な弱体化を被っただけでなく、その根拠地フライジングをも失ったために、守勢に立たされ、

138 Florschütz, *Burg und Herrschaft*, S.26.

139 Florschütz, *Machtgrundlagen*, S.50 (links).

140 Florschütz, *Machtgrundlagen*, S.54 (links).

141 Florschütz, *Burg und Herrschaft*, S.26f.

抵抗と防衛に甘んじる18年間が続いた¹⁴²。

最後に、ここで問題となっているミニステリアーレンは教会修道院の従属民（ファミリア、Vogtholde）の最上層階層を構成し、主人への軍事勤務（騎士的勤務）だけを提供する義務を負った¹⁴³。したがって、フォークトたるシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家はフライジング教会のミニステリアーレンの下に位置するその他の階層の従属民（一般的な勤務義務を負う従属民）に対する裁判権までも没収されたのではない筈である。後出【史料35】に現れる「ミニステリアーレンと従属民」の記述もまたその証左となろう。上記【史料34】は、司教教会フライジングとそのフォークトたるシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の間の未来にも係わる政治的支配権を巡る闘争を明るみに出すと同時に、フォークトたるシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家が11世紀中葉以来、フライジング教会の最上層階層たるミニステリアーレンを含むファミリアに対し裁判権を保持していたことを図らずも明示している。また最早いうまでもなく、この家系がフォークトとして教会従属民と教会領に対して行使する裁判権はシャイアンの城塞支配権の無視しえない構成要素をなしていたのである。

フライジング司教教会領に関し、当教会は8世紀中葉の創建以来、貴族による贈与を通じて豊かな教会領を形成した。8世紀中葉から13世紀までの時期に関し、贈与に関する記録の年代順目録が作成され印刷に付されている¹⁴⁴。他方で、1100年前後に始まった発展、特に領主直営地型荘園制（フローンホーフ制ないしヴィリカツィオン制）から地代荘園制への転換の過程の中で、12世紀後半期に一般的に、徴税台帳Urbar、つまり地理的に整理さ

142 Florschütz, Machtgrundlagen, S.54 (links).

143 ミニステリアーレンの騎士的勤務とファミリアの一般的な勤務義務とミニステリアーレンの騎士的勤務の区別に関し、Karl Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschicht, Bd.1: Bis 1250, 13. Aufl., 2008, S.214を参照。

144 この刊本がTheodor Bitterauf, Die Traditionen des Hochstifts Freising, I. Bd. (744-926), 1905; II. Bd. (926-1283), 1909である。

れ個別的な貢租の詳細な記載を含む史料が生み出された¹⁴⁵。フライジングでも1159/60年に最初オーストリアの所領について徴税台帳の作成が開始され、次いで1180年頃にバイエルンとティロールの徴税台帳もまた作成された¹⁴⁶。したがって、フライジング教会の最古の徴税台帳は、本稿が考察対象とする時期（11世紀後半から12世紀初期）より半世紀以上も後の1180年頃の所領状況を反映するものであり、残念ながらここで直接的史料として利用するのは不適切である。

そこで、上述ピターアウフBitteraufによる編集の「贈与に関する記録の年代順の目録」つまり『フライジング司教教会の譲渡証書集』の中から、シャイアン城塞の存在が判明している時期（1070-1119年）に当教会に贈与された所領を探り出す方法で、当教会の所領を突き止めるよう試みることにしたい。フライジング教会の創設以来この時期の直前までに贈与された所領が上記の『譲渡証書集』に記録されていることは勿論であるが、しかしこの所領がシャイアン城塞の存在時期にも譲渡、質入、交換等の法律行為により当教会の手から離れることなく引き続きその所有に留まったかどうかを史料に則して確認することは、この時期（1070-1119年）についての徴税台帳が存在しない故に不可能なために、上記のような方法を採用することにしたい。なお、ヘルムート・シュターレダーHelmuth Stahlederによると、フライジング教会の全所領がシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家のフォークタイに服したのではなく、イーザルIsar川を境としてその西側の所領がこの家系のフォークタイに服した¹⁴⁷。『譲渡証書集』の中から、以上の時期的条件と地域的条件に合致するフライジング教会領（シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家のフォーク

145 Boegl, Urbar Freising, S.85.

146 この徴税台帳は現在 Johann Boegl, Das älteste Urbar der bayerischen Besitzungen des Hochstifts Freising, in: Oberbayerisches Archiv für vaterländische Geschichte, Bd.75, 1949, S.87-96に印刷されている。

147 HAB Heft 33,S.21.

タイ所領) として選り出したのが、以下に取り上げる所領である。

【史料35】(1080年)

「余、神の恩寵による司教メギンヴァルトは余のフォークト・オットーと共に同オットーの適法な裁判集会〔=フォークト裁判所〕を主宰しつつ、ピーンツェナウにおける同オットーのフォークト管区〔=フォークタイ〕における余の教会の損害が調査されるよう指令した。……〔28人の人名〕……この者たちと教会のその他のミニステリアーレンと従属民はフローンホーフ・ピーンツェナウに関わる余の教会の下記のイムニテート区域を余と共同で取決めるとともに、余の指令に従い上記の従属民は罰則付きの宣誓に基づき同イムニテート区域を歩いて行く者、及びここに余が記述したごとく、書き記す者を明示した*Ego Meginwardvs dei gratia episcopus cum Ottone advocato meo presidens legitimo placito eiusdem Ottonis feci inquiri damna ecclesie mee in sua advocacione apud Piencinowa.*〔28人の人名〕……*Isti et alii servientes et aecclesie servi terminationem subscriptam condixerunt ecclesie mee ad curtim Pienzenoa pertinentem et iuxta preceptum meum supradicti servi iuramento constricti eandem terminationem peragrantes et ut hic scripsimus denotantes demonstraverunt.*」
(下線=筆者)¹⁴⁸。

この史料は司教メギンヴァルトが自身のミニステリアーレンとその他の従属民の動員を通じてフォークト裁判所でピーンツェナウ（現在のグロースなイシュラインピーンツェナウGross- (Klein) pienzenau）のイムニテート区域を記録させ確定することを記した証書である。時のフォークトはシャイア=ヴィッテルスバッハ家の始祖たるオットー1世とハツィガ夫妻の息子エツ

148 Bitterauf, Traditionen Freising II, Nr.1472, S.324.

ケハルト（フォークト在位1078-1091年）である¹⁴⁹。位置に関し、ピーンツェナウはミュンヒェンから東南東へ約30kmのミースバッハMiesbachの北部に位置し、シャイアン城塞から東南東へ約70kmの地点に位置する¹⁵⁰。したがって、ピーンツェナウはミュンヒェンを貫流するイーザル川よりも明らかに東の地域に位置し、一見するとシャイアン家のフォークトが管轄するフライジング教会の所領ではない。しかし、下線部「ピーンツェナウにおける同オットーのフォークト管区」の記述は、上記のように、明らかにこの地はフォークト・オットーが管轄する管区（フォークタイVogtei）であることを示す。またピーンツェナウはフライジング教会のフローンホーフとしてイムニテート区域でもあることが上記の史料に明示されている。なおこの史料において *advocatio*（*advocatia*と同義）の用語は制度的概念と同時に領域的概念（フォークト管区、フォークタイ）として使われていることも強調されなければならない。これに関し、フォン・フォルカマーもまた「従来人格的な形でフォークトのみが、つまり人物のみが言及されていたのに続き、この時期〔=11世紀後半期〕に制度的な概念 „*advocatia*“、フォークタイもまた初めて現れる。……他方で、端的に制度としてのフォークタイが存在し、……纏まりをもった複合体として与えられ、また同時に自動的に相続させられている。フォークタイは今やグラーフシャフトのごとく、同時に領域的に区域として把握されている」と述べているのである（下線＝筆者）¹⁵¹。結論として、ピーンツェナウのフローンホーフないしイムニテート区域はフォークト・エッケハルトのフォークタイ所領、しかも領域的フォークタイ所領であることは疑いない。

次に、フライジング教会がハインリッヒ・フォン・ジットリングSittlingからプフェットラッハPfettachの所領を、ビーブルクBiburgの所領と交換で獲得した史料を見ることにしたい。

149 Bitterauf, Traditionen Freising II, Nr.1472, S.323. 上述79頁も参照。

150 HB Bildatlas Oberbayern zwischen Lech und Inn, S.3 Übersichtskarte.

151 HAB Heft 33, S.55.

【史料36】 (1091-1098年)

「司教メギンヴァルトとハインリッヒ・フォン・ジットリングの間で交換行為が行われた。すなわち、ハインリッヒはプフェットラッハに位置する所領を聖マリアと聖コルビニアーヌス [=フライジング教会] に譲渡した。これに対し、[シャイアン家の] フォークト・ベルンハルトはビーブルクに位置する所領をハインリッヒ自身に譲渡した *Concambium quoddam factum est inter Meginvuardum episcopum et inter Heinricum de Sikilingen. Tadidit namque Heinricus predium suum quod situm est apud Phetrach sancte Marie sanctoque Corbiniano. Perinhardus autem advocatus tradidit sibi predium quod situm est apud Pipurch*」¹⁵²。

この史料は、この所領交換の時まで、フライジング教会がビーブルクの所領を所有し、またこの時以後はこれに代わりハインリッヒから受領したプフェットラッハの所領を所有したことを物語る¹⁵³。

さらにペルヒタ・フォン・ペータースヴァールPerhta von PeterwahlがハイデンカムHeidenkam、インコーフェンInkofenとドイドルフDoidorfの各所領をフライジング教会に譲渡し、他方で当教会はキルヒアムパーKirchamperの土地2マンススをペルヒタに譲渡する形で交換したことを示す史料を見とりたい。

【史料37】 (1091-1098年)

「同ペルヒタは……ハイデンカムとインコーフェンにおいて所有したもののすべてを譲渡し、また最終的に村落ドイドルフでの同人の所領の全

152 Bitterauf, Traditionen Freising II, Nr.1478,S.328.

153 プフェットラッハの位置に関しAuto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.145 F3, S.146 A3、ビーブルクの位置に関し**ebenda**, S. 146 B1を参照。

部が、フライジング教会が村落キルヒアムパーで所有した2マンススの土地と引換えに、またドイツ語でAveと呼ばれた川中島（vimineto）と引換えに教会のミニステリアーレンに挙示された *Tradidit eadem Perhta.....quicquid predii apud Hettincheim et Uncinchouen habuit et quantum de predio eius in vico Diubesdorf demonstratum est determinate servientibus ecclesie pro duobus mansis quos Frisingensis habuit ecclesia in villa Ambara et pro quodam vimineto Övua teutonice nominato.*」¹⁵⁴。

Aveとは、イーザル川に複数ある川中島の一つを意味する¹⁵⁵。この史料は、この交換行為の時まで、フライジング教会は村落キルヒアムパーで土地2マンススとイーザル川の川中島の一つを所有し、この時以降はこれらに代わりハイデンカム、インコーフェンとドイドルフの各所領を所有したことを物語る¹⁵⁶。ただし、これらの土地のうち、ハイデンカムのみはイーザル川の東に位置するために、シャイアン家のフォークトの管轄に属さないものと推定される。

本節での検討結果を纏めるならば、シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家のフォークトはフライジング教会領のうち、疑いなくピーンツェナウのフローンホーフ、プフェットラッハとビーブルクの各所領、村落キルヒアムパーの土地2マンススとイーザル川の川中島の一つ、インコーフェンとドイドルフの各所領をフォークタイ所領として保持し、これらに対しフォークタイ（フォークト権力）を行使した。これらフォークタイ所領の合計は7カ所となる。なお確かに、この時期にその他の所領についてシャイアン＝ヴィッテルスバ

154 Bitterauf, Traditionen Freising II, Nr.1480.

155 Vorbemerkung zu dieser Urkunde, Nr.1480.

156 各々の位置について、キルヒアムパーに関しAuto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.143 B3、ハイデンカムに関しebenda, S.146 C3、インコーフェンとドイドルフ（聖堂区ヘルガーツハウゼンHörgertshausen）に関しebenda,S.143 B3を参照。

ツハ家のフォークタイを史料に即して明らかにすることは不可能なので、この家系はこのように少数のフォークタイ所領を保有するにすぎなかった印象を与えることになった。しかし、フライジング教会は古来寄進譲渡を通じて多くの所領を蓄積してきたことを我々は考慮するならば、これに比例してこの家系はここで明らかにすることができたよりも多くのフォークタイ所領を保持したものと想定されうることも改めて確認しておきたい。

[付記 本稿は令和3-4年度日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究(C) 課題番号19K01246）に基づく研究成果の一部である]。